

社会保険・雇用保険への加入について（県外業者）

社会保険と雇用保険への加入が資格要件となっております。
（加入義務のない者を除く。）

社会保険・雇用保険の加入状況を確認するために必要な書類は、次のとおりです。

【確認資料】

☆ 健康保険及び厚生年金（下記のいずれか）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・保険料納入告知額・領収済額通知書の写し・社会保険料納入証明書又は納入確認書の写し・健康保険・厚生年金保険新規適用届（年金事務所の受付のあるもの）の写し
※新規加入の事業所の場合に限る。・その他これらに準ずる書類 |
|---|

☆ 雇用保険（下記のいずれか）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・雇用保険料納入証明書・労働保険概算・確定保険料申告書及び領収書（令和８年度第１期分）・雇用保険適用事業所設置届（ハローワークの受付印のあるもの）の写し
※新規加入の事業所の場合に限る。・その他これらに準ずる書類 |
|---|

【注意事項】

領収証書等の写しは直近分のもの、証明書（写し）は申請時前３か月以内に発行されたものであること。